

## 住宅性能証明 料金表

令和6年5月20日改定  
株式会社 技研

- ・他の制度と同時検査を行えない現場検査には出張費が発生します。
- ・「省エネ性」を選択し、令和5年12月31日以前に建築確認を受けた住宅又は令和6年6月30日以前に建築された住宅は、旧料金表(令和5年1月5日改定)による。

### 一戸建ての住宅(新築住宅)

単位:円(税込)

①断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6以上	単独申請	99,000
②耐震等級2以上又は免震建築物	併願申請 <sup>※1</sup>	66,000
③高齢者等配慮対策等級3以上	他制度との同時申請 <sup>※2</sup>	44,000

単位:円(税込)

複数の性能を適用する場合(一項目当たりの加算額)	33,000
--------------------------	--------

単位:円(税込)

住宅性能証明変更申請	11,000
------------	--------

※1 当社で建築確認の現場検査を同時に実施できる場合

※2 当社へ他制度(建築確認、性能評価等)の省エネ基準等を満足する申請がされている場合

上記表に該当しない場合は、別途お問い合わせ下さい。

注1 再検査が発生した場合は22,000円(税込)／件がかかります。

注2 再発行が必要な場合は2,200円(税込)／戸がかかります。

### 【適合審査料金の徴収方法及び徴収時期】

#### 1.徴収方法

手数料の支払いは、現金、銀行振込、又はクレジットカードによるものとする。

(※振込みによる場合は、弊社指定の銀行の口座とする)

但し、当社が掛売として認めた事業者である場合は、月毎の請求書による振込みとする。

#### 2.徴収時期

手数料の徴収時期は、現金による場合は原則として受付時とし、振込みによる場合は

申請のあった日より7日以内に弊社へ振り込むものとする。

但し、当社との合意があった場合は、支払いを交付日まで延長することができる。

また、掛売の場合は、双方合意の事項により定めるものとする。

#### 3.出張費

建設地によっては、エリア毎に旅費交通費を加算するものとする。(金額は住宅性能評価料金による)

#### 4.減額に関する事項

当社が、合理的と判断する場合、上記手数料を減額することができる。

1) 年間の申請件数が一定数を超える場合

2) 当社が審査を合理的に省略できると判断できる場合

#### 5. 取り下げの際の留意事項

やむを得ない事由により、申請を取り下げる場合は、取下げ届を提出すること。

手数料については、50%返却することとする。(未審査の場合を除く)

# 住宅性能証明 料金表

令和5年1月5日改定  
株式会社 技研

・他の制度と同時検査を行えない現場検査には出張費が発生します。

## 一戸建ての住宅(新築住宅)

単位:円(税込)

I	①断熱等性能等級	単独申請	66,000
		併願申請 <sup>※1</sup>	44,000
		他制度との同時申請 <sup>※2</sup>	33,000
II	②一次エネルギー消費量等級 ③高齢者等配慮対策等級 ④耐震等級	単独申請	99,000
		併願申請 <sup>※1</sup>	66,000
		他制度との同時申請 <sup>※2</sup>	51,700

単位:円(税込)

複数の性能を適用する場合	IIにIを加算する場合	16,500
	IIにIIを加算する場合	33,000

単位:円(税込)

住宅性能証明変更申請	11,000
------------	--------

※1 当社で建築確認の現場検査を同時に実施できる場合

※2 当社へ他制度(建築確認、性能評価、長期優良、フラット35S)の省エネ基準等を満足する申請がされている場合

上記表に該当しない場合は、別途お問い合わせ下さい。

注1 再検査が発生した場合は22,000円(税込)／件がかかります。

注2 再発行が必要な場合は2,200円(税込)／戸がかかります。

## 【適合審査料金の徴収方法及び徴収時期】

### 1.徴収方法

手数料の支払いは、現金、銀行振込、又はクレジットカードによるものとする。

(※振込みによる場合は、弊社指定の銀行の口座とする)

但し、当社が掛売として認めた事業者である場合は、月毎の請求書による振込みとする。

### 2.徴収時期

手数料の徴収時期は、現金による場合は原則として受付時とし、振込みによる場合は申請のあった日より7日以内に弊社へ振り込むものとする。

但し、当社との合意があった場合は、支払いを交付日まで延長することができる。

また、掛売の場合は、双方合意の事項により定めるものとする。

### 3.出張費

建設地によっては、エリア毎に旅費交通費を加算するものとする。(金額は住宅性能評価料金による)

### 4.減額に関する事項

当社が、合理的と判断する場合、上記手数料を減額することができる。

1)年間の申請件数が一定数を超える場合

2)当社が審査を合理的に省略できると判断できる場合

### 5.取り下げの際の留意事項

やむを得ない事由により、申請を取り下げる場合は、取下げ届を提出すること。

手数料については、50%返却することとする。(未審査の場合を除く)